

認定こども園への移行特例について

1. 概要

保育所や認定こども園の認可又は認定にあたっては、設置する地域において需要と供給の状況により、供給量が不足する場合、認可等を行うこととされている。

しかし、既存の幼稚園・保育所が認定こども園への移行を希望する場合にあつては、国の基本指針及び通知において、保護者の就労状況の変化等によらず柔軟に子どもを受け入れられる施設であることを踏まえ、供給過剰地域であっても認可・認定を可能とすることを前提（認定こども園への移行特例）としつつ、適切な需給状況が確保されるよう、子ども・子育て会議における議論等により、検討することとされている。

2. 第1期子ども・子育て支援事業計画（現行計画）における本市の取扱い

供給過剰地域に新たな定員の枠を確保した場合、施設間の過度な競争が生じることや、今後の経営を圧迫する可能性があることから、需要と供給のバランスを重視することとし、鹿児島市保育所等整備計画において、保育定員が不足する地域のみ、幼稚園から幼保連携型認定こども園への移行を認めている。

また、幼稚園から幼稚園型認定こども園への移行は、既存の幼稚園において教育時間終了後に預かり保育を行っている子どもに対応できることから、制限を設けていない。

なお、保育所から認定こども園への移行は、新たに1号定員の枠を設定することとなるが、市全域では教育施設における1号定員等の供給量が需要を大きく上回っていることから、原則移行を認めていない。

3. 認定こども園への移行希望調査結果（H31.4調査）

| | 保育所からの移行 | | 幼稚園からの移行 | |
|----------|----------|----------|----------|------------|
| | 園数 | 定員1号(教育) | 園数 | 定員2・3号(保育) |
| 全市域 | 32園 | 425人 | 6園 | 130人 |
| うち、供給過剰分 | 32園 | 425人 | 2園 | 34人 |

※幼稚園からの移行には、幼稚園型から幼保連携型への移行も含む。

4. 移行特例を認めた場合のメリット・デメリット

○ メリット

- ・ 国の趣旨に基づくものであり、また保護者の就労状況によらず、子どもが卒園まで一貫した教育・保育を受けられることから子育て環境の充実に繋がる。

○ デメリット

- ・ 保育士等の確保が喫緊の課題の中、過剰な定員を設定することで余分に保育士等が必要となり、結果的に他の園まで影響を受けることや、移行する園自体においても定員（保育）までの受入が困難となる可能性が高い。
- ・ 供給過剰地域に更に供給量が増えるため、需給バランスが崩れることが見込まれ、今後、教育及び保育のどちらの施設も定員減を行う施設が増加する可能性が高い。

5. 第2期子ども・子育て支援事業計画における方針（案）

R1.7.26 保育部会で審議済

国の趣旨や移行を希望する施設の意向を重視する必要があるものの、本市においては、教育・保育施設の提供体制を安定的に維持するため、需要と供給のバランスを踏まえる必要があることや、加えて保育士等の確保が喫緊の課題であることから、第2期計画においては、認定こども園への移行特例は位置づけないこととしたい。

なお、今後、保育士等が安定的に確保されるとともに、教育・保育需要の動向によっては、需要と供給のバランスを重視しつつ、あらためて検討してまいりたい。